

3. 安達市酪農振興計画

安達市牧畜局文書
安政牧発 [2002] 18 号

安達市牧畜局
2003 年事業計画

全市において、乳牛を中心とする畜産業の健全かつ安定した発展を保証し、期限以内に畜産業の「半壁江山(農業の半分を担えるほどの産業とする)」プロジェクトを完成させて、「ピラミッド型」経済の基盤を強化するため、ここに本計画を制定する。

一、指導理念

中国共産党「第 16 回党大会」の精神に基づいて指導し、「ピラミッド型」経済の構築を図りつつ、「ピラミッドの土台」として畜産業の地位と役割を強めることを重点に据えて、安達市の特色ある産業、すなわち酪農業での競争優位性を築き上げることが目標である。そして、高い出発点から国内外の市場に参入することを主たる戦略方針にして、生産規模の拡大、生産環境の改善、品質の向上、及び経済収益の増加を目指し、飼育経営の水準、生産技術に対する科学技術の貢献度、商業面での回収率などを上げるべく努力し、産業化、国際化、近代化という路線で安達市畜産業の経済成長を加速させる。

二、主たる任務の指標

1. 家畜・家禽の飼育数：乳牛 9 万 2,600 頭、肉牛 6 万 6,600 頭、肉豚 21 万 8,000 頭、羊 20 万 5,000 頭、家禽 246 万羽とする。それぞれ前年比の伸び率は、乳牛 3.98%、肉牛 5.48%、肉豚 5.29%、羊 7.79%、家禽 4.07%である。
2. 家畜・家禽の出荷数：出荷数は、肉牛 3 万 3,000 頭、肉豚 22 万 5,000 頭、羊 9 万 9,000 頭、家禽 360 万羽とする。それぞれ前年比の伸び率は、肉牛 5.67%、肉豚 6.55%、羊 5.79%、家禽 6.75%である。
3. 畜産品の生産量：牛乳 17 万 5,800t、肉類 3 万 1,400t、家禽卵 1 万 6,600t、羊毛 620t とする。それぞれ対前年比の伸び率は、牛乳 4.3%、肉類 6.64%、家禽卵 4.4%、羊毛 5.71% である。
4. 経済収益：畜産業の生産高 5 億 2,000 万元、前年比の伸び率 7.0%を達成し、農業総生産高の 48%を占めるようにする。畜産業の 1 人当り平均収入を 1,300 元として、農業 1 人当り平均収入の約 48.2%を目指す。

三、保証措置

上記の目標を期限内で確実に達成するため、畜産拠点建設の面で、2003 年には「4 項目のプロジェクト」を重点的に実施する。

(一)畜産製品の総量拡大に向けて、畜産業の大規模飼育プロジェクトを実施する。2003年には、乳牛を中心とした全市の畜産生産について、大規模加工による原料需要の急激な増大に対応すべく、大規模化と集約化という方法により畜産製品の総量を急速に増加させる。また、「万・千・百・十」発展戦略をさらに推進する。つまり、乳牛の頭数を郷で1万頭、村(飼育場)で1,000頭、飼育場で100頭、農家で10頭、とすることを主たる指標に据えた飼育集団を大いに発展させ、あらゆる農家への飼育の普及を基本とする。1,000頭の村(飼育場)、100頭の飼育場、10頭の農家を軸とし、近代化された飼育場と科学技術エリアをモデルとして徐々に飼育規模を拡大し、科学技術の導入をさらに進めて、段階的に経済収益を向上させる。そうして、上から下へと放射状に連動し、下から上へと水準を向上させながら発展する立体的な飼育モデルを作り上げる。

1. 資源配分と地域的な配置の改善を図る。「安青」、「安大」、「安薩」、「安蘭」といった4つの牧畜地帯で建設への取組みを強化し、それら牧畜地帯の担体機能をさらに発揮させる。

「高い出発点、大規模、高水準」という原則を堅持しつつ、区、町、飼育場、農家などの全体計画を策定し、近代化された飼育エリアを形成する。

2. 畜産業のミクロ的な組織を再編し、専門農家を育成して民営の大規模農家へと発展させる。価格面での支援、科学技術サービス、市場開拓と経営・販売、優遇融資、リスク回避といった保護・支援政策を通じて、専門農家が近代的な手法により少しでも早く市場で収益を上げられるよう、規範化を図りつつ指導する。専門農家を基礎にして民営の大規模農家を発展させ、小規模生産による束縛から解放し、利益の最大化を達成目標とする。そして、大規模農家に市場主体としての特性を備えさせ、飼育を市場化する発展プロセスを促進しつつ重点的に育成し、モデル及び牽引役としての役割をより一層発揮させる。

3. 飼育の集中度を高めて、専門エリアを建設する。現在の郷・鎮における飼育エリアと専門村を基礎に、関連の付帯施設を整備して、近代的な生産機能を向上させる。当市の酪農業振興計画も考慮しつつ、統一された品種、優れた品質、先進的設備、付帯サービス、一体化した生産・販売、充実した情報網、一流の科学技術などを備えた専門エリアを建設する。また、生産前・生産中・生産後における生産・販売サービス及び投資優遇政策などを通じて、市内外の業者による飼育場建設を誘致する。同時に、牽引役となる企業が資本を投入し飼育経営するのを奨励し、「共同住宅」形式のエリア建設を進め、分散している飼育農家をエリア内へ誘致して、科学技術の導入をさらに図りながら、産業の関係をより密接にする。

4. 大規模経営を普及させ、専門化による生産水準の向上を推進する。全市規模で乳牛生産を拡大する過程では、収益による牽引作用で産業内部の再分業化を促進し、繁殖と飼育の分離、飼育品種の分離、飼育段階の分離などを実施して、飼育の専門化水準を全面的に向上させる必要がある。

2003年には、(1)日中(JICA)プロジェクトの実施を主たる内容とする、「友誼牧場」及び「紅星グループ牧場」という2つの大規模で近代化された乳牛場を建設し、科学的飼育により総合的な収益を向上させる。(2)飼育している乳牛の数、及び「1万頭の郷、1,000頭

の村(飼育場)、100頭の飼育場、10頭の農家」を発展させるべく、数量化管理を実施し、目標責任制を主たる考査内容として取入れる。(3)省の酪農業振興計画を実施するための具体的な要件に照らし、先源郷と青肯泡郷に乳牛科学技術エリアを1~2カ所建設する。(4)農民畜産業株式集団と生産連合体を規範化・指導する取組みを強化して、全市の農民畜産業株式集団及び生産連合体を50以上に増やす。

(二)安全で良質な畜産品の生産に向けて、グリーン(環境対応型)飼育プロジェクトを実施する。

1. 優良種プロジェクトを実施する。優れた品種は、安全な製品を生産する基礎となる。乳牛については、引続き冷凍精子による交配を実施して、精子の等級を向上させる。品種・系統の繁殖育成といった技術を用いて、品質及び生産性の全体的な向上を図り、2003年には単位当たり平均生産量を5.1tに伸ばす。胚胎移植の新技术を大幅に普及させ、生産性の高い優良個体からなる基礎グループを育成する。そして、現有のホルスタイン牛をグループごとに登録してミクロ的な管理を行い、安達市における乳牛品種優良化の度合いに応じて乳牛のブランドを申請し、商標登録を行うことで、乳牛品種の経済性を向上させる。肉牛については、雄乳牛の資源を基礎として利用し、全方位的にシャロレー、リムジン、シンメンタールといった優良な肉牛品種を普及させ、その飼育面積を早期に拡大する。羊については、現有のテクセル、ドーセットダウンなど、海外から輸入した優良な肉用品種の機能を十分に発揮させ、オーストラリア羊との胚胎移植の実施を検討する。豚及びその他家畜の品種は、優良率を95%以上とする。

2. 無公害飼料プロジェクトを実施する。第一に、現在ある天然草場の植被の保護と利用を強化する。草原植被状況の一斉調査を行い、標本を採取して、安達の良質な牧草の展示室を設置することで、宣伝効果の拡大を図る。封鎖、改良、転換といった具体的な措置を通じて、草原の改善と管理を行う。2万ムー<訳注:1ムー=6.667アール>の農地を草原に転換し、改良を通じて人工的・半人工的な草場8万ムーの建設を進めつつ、工事や生物的な囲いなどの手段で区域を封鎖して20万ムーの草場を育てる。こうして、草原の退化とアルカリ化を根本的に防止して、草原の資源を守る。また、天然グリーン牧草生産基地や牧草の製品ブランドを申請して商標登録を行い、良質な牧草をブランド化・名品化する。第二に、植付けの構造を調整しつつ、飼料の植付け面積を広げ、栽培と飼育を結合させたエコロジー生産方式を採用して、化学肥料や農薬の使用量が少ないか、それらを使用しない子実飼料及び青刈りの原料を生産する。2003年には、全市で青刈りトウモロコシを6万ムー植付ける。第三に、青刈り、微生物発酵、糖化技術などを運用したエコロジー飼料を普及させ、粗飼料日糧総量の60%以上とする。第四に、飼料市場の整理を進める。グリーン添加剤を使用し、「四無」の企業及び製品、すなわち証明を持たずに飼料、添加剤、配合料などを生産する企業、品質基準及び合格証のない飼料製品や添加剤製品、許可証番号やラベルのない添加剤、配合料、単一飼料といった製品、工場の名称や所在地、生産日といった表示がない製品、などを徹底的に取り締る。

3. 無汚染飼育プロジェクトを実施する。近代的な畜舎を設計・建設及び改造する取組み

を強化して、清潔で衛生的な家畜の生産環境を整え、家畜用の水源を改造し、基準に達した水を飲ませるようにする。自動的な給水、給餌、糞の清掃、移動餌槽といった飼育施設を応用しながら、飼育過程における汚染の低減と防止を図る。また、搾乳の機械化技術を採用し、2003年末までに、搾乳を機械化した施設を全市で40カ所まで増やす。

4. 指定伝染病0地区プロジェクトを実施する。「指定伝染病0地区プロジェクト」を進めて、「一疫」：口蹄疫、「二瘟」：豚と鶏の伝染病、「七病」：馬のウイルス性貧血、馬鼻疽、結核、ブルセラ症、狂犬病、豚の胞虫症、豚の肺ペスト、及び国外から持ち込まれた伝染病の防除業務を適切に行う。伝染病の防除は、生物による方法を中心に据えて、薬物による方法を補助とし、全市で上述した病原体の撲滅を段階的に目指す。屠殺に伴う検疫を厳格にして、全市で安心して食べられる肉を保証するよう努め、個人的な屠殺がみだりに行われるのを防止する。また、産地での検疫、輸送時の検疫、地域外へ持出すときの検疫などにも真剣かつ適切に取り組む。そして、当市における家畜・家禽及び畜産品の流通市場秩序を規範化して、指定伝染病0地区プロジェクトを実施するための基礎を固めるとともに、それに適した環境を作り出す。

5. 畜産汚染防除プロジェクトを実施する。科学的な予防により乳牛場及びその他飼育場の管理水準を向上させ、ガス汚染を抑制して、糞尿に含まれる有毒・有害元素の減少を図る。また、栽培と飼育(水産、畜産、農業)の結合、林業と畜産の結合、及び飼育、栽培、加工(飼料加工)の結合、といった方式を採用して、糞便を速やかに処理して合理的に利用し、汚染を防除する。そして、徐々に畜産業の生態系を確立していく。

2003年には、乳牛の品種育成向上計画を制定して、乳牛ブランド申請業務の実施を検討する。また、科学的に伝染病を予防し、予防注射の実施率を95%以上とする。飼料市場と動物薬市場を規範化・整備する業務を強化し、営業許可証の取得率100%を目指す。さらに、青肯泡郷の万宝飼育場、羊草鎮の許貴友牧場における生態飼育モデル、及び先源郷の友誼牧場における家畜糞便処理モデルプロジェクトなどを整備する。

(三)サービスの保障による畜産業の安定成長を目指し、社会サービスプロジェクトを実施する。業務部門のサービス保障機能を充分に発揮させ、従来のような単に業務を遂行するだけの方式を改め、具体的な業務内容と方法を刷新してサービスの水準と効果を向上させ、生産前・生産中・生産後の全過程にわたる社会的サービスを実施することで、乳牛を中心とする畜産業の安定的かつ健全で秩序ある発展を総合的に保障する。第一に、内部の組織構築を強化しつつ、具体的な業務に必要な技能については、積極的に外部から技術を導入して、数多い牧畜局幹部職員の資質を絶えず向上させる。また、WTO加盟に伴う課題や「ピラミッド型」の経済発展に適応できる創造的な畜産業務チームを育成する。第二に、基本的なサービス体系を構築する。上級機関の関連規定と要件に照らし、郷や鎮にある畜産サービスセンターのスタッフ及び基本サービス体系の関係者に対し、業務知識と技能の研修を適切に実施する。具体的には、畜産サービス体系の職能や業務の面から、しかるべき業務知識と技能を修得させるための教育業務を計画する。そして、それらの者を通じて先進的な飼育管理の技術や手法を幅広い飼育農家に伝え、真の意味で牧畜飼育全体の科学

技術水準を向上させる。畜産サービスセンターのスタッフ全員が系統的な業務研修を受けられ

るよう、努力する。具体的に関係するスタッフの状況を適切に調査して、詳細な研修計画、研修内容、研修方式などを制定する。基層業務体系の構築を強化すると同時に、畜産業の技術研修業務を村や各所帯にまで拡大して、一人一人の飼育者へ懇切丁寧に技術を伝える。2003年には、全市で延べ1万5,000人の畜産民に対して研修を行う。第三に、畜産サービス業務の方向性と対策を研究する。具体的な業務を考え合せて、実際に直面している問題に対処するための対策を研究する。畜産業サービス体制の改善と健全化に努め、生産前から生産中、生産中から生産後、伝染病の防除から繁殖・飼育の改良、飼料供給から技術情報の提供、製品販売から利益分配、などといった全過程にわたり、真に社会化されたサービスを実現していく。

(四)幅広い発展環境を作り出すため、法律に基づいた畜産管理プロジェクトを実施する。法律に基づく統治・行政という国務院の要求に加え、畜産業の生産に関して国と黒竜江省が制定した「2法律、9条例」に照らして、畜産業発展の法制化に向けた環境整備を全力で進める。その内容は、基準となる法律がある、必ず法律に準拠する、必ず厳格に法律を執行する、法律に違反すれば必ず処罰する、といったものである。そして第一に、宣伝を強化する。壁面の標語、宣伝チラシの配布、テレビ広告、新聞広告などの有効な方法により、畜産業に関わる法律・法規の宣伝活動を拡大することで、法律に対する広範な市民の意識を高めて、生産や生活の中で法律への理解と知識を広めつつ、それを遵守させていく。各郷・鎮の20カ所以上で畜産業に関わる法律・法規の宣伝スローガンを掲げ、関連の宣伝チラシを1万部以上は配布する。第二に、法律に基づく畜産管理を厳格に進める。草原の管理については、生態環境の保護、及び乳牛を中心とした全市畜産業の健全かつ安定した発展という観点から、法律執行の取組みを強化する。草原の開墾を厳しく禁止し、草原における土地使用の審査許可手続きを厳格にして、法律に基づく草原管理費を徴収する。また、法律に照らして休牧や放牧禁止を実施して、現有の草原面積と植被を保護し、草原に関する違法行為を厳重に取締り、直接的な責任者の経済的・行政的責任を追及する。動物薬及び飼料の管理面では、商工部門など関係部門による支援を求めつつ、法律に基づいて全市の業者を管理する。家畜・家禽の防疫については、法律に基づいて伝染病を予防し、5号病のような畜産業の健全な発展を脅かす一部の伝染病を抑止し予防する。さらに、動物伝染病予防業務の法制秩序を規範化し強化する。家畜・家禽の繁殖に対する管理では、違法な、または条件を満たさない家畜・家禽の飼育繁殖場を審査して厳重に取締り、乳牛を初めとした安達市の畜産飼育品種の純度と優良度を維持する。第三に、法律の執行を規範化する。農業行政に関する法律執行手順の要件に厳格に基づき、畜産法律執行チームによる自己建設を強化する。さらに、法制度に対する意識を高めて、法律により課された各自の職責を厳格に履行し、法律を遵守した業務執行を徹底する。そして、法律の執行により、全市の畜産業の急速かつ秩序だった発展を保障し促進する。

2002年12月25日

キーワード：畜産、業務、計画

副本送付先：綏化市牧畜局、黒龍江省牧畜局

安達市牧畜局弁公室

2003年12月26日発行

計30部作成